

従事者の皆さんへ

承認車両の現認審査の実施及び車両承認証等の交付について

1 審査の流れ

① 現行搬入許可証の搭載確認<本市職員>

- ・搬入許可証を持参していない ⇨ 本市職員の誘導に従い退場
- ・搬入許可証を紛失している ⇨ 本市職員の誘導に従い退場 ⇨ 再発行手続き

② 現行車両承認証（ステッカー）の貼付確認<本市職員>

- ・車両承認証（ステッカー）貼付されていない場合
 - ① はがしたステッカーを持参している
⇨ 貼替手続きは行うが搬入許可証を交付しない（一般廃棄物指導課に理由書を提出後搬入許可証を交付）
 - ② ステッカーを紛失している ⇨ 本市職員の誘導に従い退場 ⇨ 再発行手続き

③ 車体表示等の検査<本市職員>

- 車体表示の承認申請書（第8号様式）、車体デザイン図（第9号様式）との照合
 - 色ペイント又は容易に剥がれないシールで車体表示されているか、文字の太さ等、視覚的に容易に認識ができるか、市民に威圧感を与える装飾品等の取り付けがないか
 - 文字の大きさの計測 ほか
- ⇨ 適合しない場合 ⇨ 本市職員の誘導に従い退場

④ 現行車両承認証（ステッカー）を剥がす<ドライバー>

- ・審査後、許可業者の従業員がステッカーをはがす
↑ はがしたステッカーは、本市職員に返却

⑤ 新車両承認証（ステッカー）を貼付<ドライバー>

⑥ 車両写真撮影（4方向前後左右＋ドライブレコーダー）<本市職員>

- ・職員の誘導に従い、写真撮影ブースへ移動
- ・前、後、右、左、ドライブレコーダーの写真撮影

⑦ 現行の搬入許可証を返納し、新しい搬入許可証を受領

- ・職員の誘導に従い退場

（裏面に続く）

2 注意事項

- 周辺地道路の渋滞等を防止するため、開始前に、現地周辺での待機は禁止します。
- 輻輳を回避するため、時間指定をしています。
指定日以外に来場されても、審査及び交付手続き等はいりません。
- 会場内では、事故防止のため、職員の誘導に従い、徐行してください。
- 新型コロナウイルス感染の可能性のある方や、体温 37.5 度以上の方または体調のすぐれない方はご来場をお控えください。
- 会場では必ずマスクを着用してください。



※本市職員が、当日早朝より周辺道路等をパトロールします。

待機車両を発見した場合、また、会場等において本市職員の指示に従わないなど、円滑な事業運営を妨げるような行為が発生した場合は、代表者より聞き取り等を実施し顛末等の提出を求めます。本審査の趣旨等を十分理解したうえでご来場ください。

ステッカーは貼ったまま来場してください。

ごみ等処理施設搬入許可証を必ず持参してください。



大阪市環境局事業部一般廃棄物指導課

許可担当：青木・竹内・赤沢 TEL：06-6630-3265